

令和3年9月17日

公益社団法人神奈川県環境保全協議会長 殿

神奈川県環境農政局環境部大気水質課長
(公 印 省 略)

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の改正等に係る周知について（依頼）

本県の環境行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「県条例」という。）の一部を改正する条例を令和3年3月30日に公布し、これに合わせて、県条例施行規則の一部を改正する規則を令和3年6月29日に公布し、一部を除き、令和3年10月1日から施行することとしました。

つきましては、関係資料を作成し、次の県ホームページに公開しましたので、貴会会員の皆様に対する周知について特段の御配慮をお願いいたします。

○県ホームページ

アスベスト除去等工事の手続きについて（大気汚染防止法・神奈川県生活環境の保全等に関する条例）

URL : https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/asubesuto_tetuduki.html

問合せ先

大気環境グループ 吉江、高瀬

電 話 (045)210-4111 (内線 4112)

電子メール taiki.161@pref.kanagawa.lg.jp